

海南市子どもの医療費の助成に関する条例

○海南市子どもの医療費の助成に関する条例

平成17年4月1日

条例第91号

改正 平成18年3月22日条例第18号

平成20年3月24日条例第10号

平成25年6月28日条例第28号

(題名改称)

平成27年7月2日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(平25条例28・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者その他の者で、子どもを現に監護し、生計を維持しているものをいう。

(平25条例28・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者又は組合員及びこれらの者の被扶養者で、かつ、本市に住所を有する子ども(生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により医療費の全額を公費で負担される者を除く。)の保護者とする。

(平25条例28・一部改正)

(助成金)

第4条 子どもの疾病又は負傷で、医療保険各法の規定による療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の給付(以下「医療に関する給付」という。)に係る費用について医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。

(平25条例28・平27条例22・一部改正)

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、子どもの疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用の額のうち、対象者が負担する費用の額とする。

海南市子どもの医療費の助成に関する条例

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法による保険者の規約、定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令により医療費の給付を受けた場合は、助成金の額からその額を除くものとする。

3 第1項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(平18条例18・平20条例10・平25条例28・一部改正)

(受給資格の登録)

第6条 助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して医療費受給資格の登録を受けるものとする。

(受給資格証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により登録の申請があった場合において、この条例による助成金を受けられる資格があると認め登録したときは、当該申請者に対し、受給資格証を交付する。

(受給資格証の提示)

第8条 受給資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、診療を受ける際医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(助成金の申請及び支給)

第9条 受給資格者は、この条例に基づき助成金を受ける場合は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、本人が死亡した場合は、その遺族が申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を支給する。

3 市長は、助成金として受給資格者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

(平25条例28・一部改正)

(変更の届出)

第10条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正行為によって、この条例による助成金を受けた者がいるときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、支給事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を支給した場合において、支給を受けた者が第三者より損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

海南市子どもの医療費の助成に関する条例

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の海南市乳幼児の医療費の助成に関する条例(昭和48年海南市条例第22号)又は下津町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和63年下津市条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の海南市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月2日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(海南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の海南市子どもの医療費の助成に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月25日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(海南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の海南市子どもの医療費の助成に関する条例第4条の規定は、この条

海南市子どもの医療費の助成に関する条例

例の施行の日以後に受ける療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(受給資格の登録及び受給資格証の交付に関する準備行為)

- 3 市長は、施行日前においても、改正後の条例第6条及び第7条に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

海南市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

○海南市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年4月1日

規則第64号

改正 平成18年9月29日規則第44号

平成20年3月31日規則第11号

平成22年3月31日規則第18号

平成24年7月6日規則第27号

平成25年8月28日規則第34号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、海南市子どもの医療費の助成に関する条例(平成17年海南市条例第91号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則34・一部改正)

(定義)

第2条 条例第3条第1項に規定する本市に住所を有する者とは、市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき市が備える住民基本台帳に記録されているものをいう。

2 条例第3条第1項に規定する医療保険各法とは、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(平20規則11・平24規則27・一部改正)

(受給資格登録申請書)

第3条 条例第6条に規定する受給資格登録申請書の様式は、様式第1号とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 子どもの生計を維持する程度の高い者の前年分(1月から7月までの申請の場合は、前々年分)の所得状況又は課税状況を明らかにすることができる市町村長が証明した書類
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを明らかにすることができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

海南市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

(平25規則34・一部改正)

(受給資格証)

第4条 条例第7条に規定する受給資格証の様式は、様式第2号とする。

(助成金の申請)

第5条 条例第9条第1項の規定による申請は、医療費支給申請(請求)書(様式第3号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 医療機関等の発行する領収書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平25規則34・一部改正)

(届出事項等)

第6条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとし、同条の規定による届出は、医療費受給資格証内容変更届(様式第4号)に受給資格証を添付して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 加入保険の内容

(平25規則34・一部改正)

(受給資格証の再交付申請)

第7条 受給資格証を破損し、又は亡失したときは、医療費受給資格証再交付申請書(様式第5号)により市長に再交付を申請するものとする。

(受給資格喪失の届出等)

第8条 受給資格者が資格を喪失したときは、速やかに、医療費受給資格喪失届(様式第6号)を市長に提出するとともに、受給資格証を返還しなければならない。

(平20規則11・一部改正)

(添付書類の省略)

第9条 市長は、この規則に規定する添付書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(平25規則34・追加)

(関係簿冊)

第10条 この事務を適正に行うため、次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 子ども医療費受給資格証発行簿
- (2) 子ども医療費受給費支給台帳

(平25規則34・旧第9条繰下・一部改正)

海南省子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の海南省乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和51年海南省規則第8号)又は下津町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和63年下津町規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月29日規則第44号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成24年7月6日規則第27号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年8月28日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第2号による乳幼児医療費受給資格証は、この規則による改正後の様式第2号の様式によるものとみなす。